（特定信用事業電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎）

第五十条の三十一　法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号イの主務省令で定める基準は、純資産額（第五十条の三十一の二十九第一号ホに規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同条第二号ニに規定する財産に関する調書に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこととする。

（心身の故障のため特定信用事業電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者等）

第五十条の三十一の二　法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)の主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため特定信用事業電子決済等代行業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2　法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第三号ロの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により特定信用事業電子決済等代行業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（特定信用事業電子決済等代行業に係る変更の届出を要しない場合）

第五十条の三十一の三　法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三　（略）

（特定信用事業電子決済等代行業に係る変更の届出）

第五十条の三十一の三十　法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う特定信用事業電子決済等代行業者は、別表第四の上欄に掲げる区分により、同表の中欄に定める事項を記載した届出書及び同表の下欄に定める添付書類を、農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

2　特定信用事業電子決済等代行業者は、法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第五十条の三十一の二十七第一項第四号に掲げる事項を記載した書面（法第百十条第二項第一号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行うこととなった場合に限る。）を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

（特定信用事業電子決済等代行業の廃業等の届出）

第五十条の三十一の三十一　法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の七第一項の規定により届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、農林水産大臣及び金融庁長官等に提出するものとする。

一～三　（略）

四　法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の七第一項各号のいずれかに該当することとなった年月日

五・六　（略）

（特定信用事業電子決済等代行業者の利用者に対する説明）

第五十条の三十一の三十五　法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の八第一項の主務省令で定める場合は、特定信用事業電子決済等代行業者が、利用者との間で継続的に法第百十条第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、直前に当該利用者との間で当該行為を行った時以後に法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

（特定信用事業電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎）

第五十条の三十一　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号イの主務省令で定める基準は、純資産額（第五十条の三十一の二十九第一号ホに規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同条第二号ニに規定する財産に関する調書に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこととする。

（心身の故障のため特定信用事業電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者等）

第五十条の三十一の二　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)の主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため特定信用事業電子決済等代行業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第三号ロの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により特定信用事業電子決済等代行業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（特定信用事業電子決済等代行業に係る変更の届出を要しない場合）

第五十条の三十一の三　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三　（略）

（特定信用事業電子決済等代行業に係る変更の届出）

第五十条の三十一の三十　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う特定信用事業電子決済等代行業者は、別表第四の上欄に掲げる区分により、同表の中欄に定める事項を記載した届出書及び同表の下欄に定める添付書類を、農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

2　特定信用事業電子決済等代行業者は、法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第五十条の三十一の二十七第一項第四号に掲げる事項を記載した書面（法第百二十一条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行うこととなった場合に限る。）を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

（特定信用事業電子決済等代行業の廃業等の届出）

第五十条の三十一の三十一　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の七第一項の規定により届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、農林水産大臣及び金融庁長官等に提出するものとする。

一～三　（略）

四　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の七第一項各号のいずれかに該当することとなった年月日

五・六　（略）

（特定信用事業電子決済等代行業者の利用者に対する説明）

第五十条の三十一の三十五　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の八第一項の主務省令で定める場合は、特定信用事業電子決済等代行業者が、利用者との間で継続的に法第百二十一条の五の二第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、直前に当該利用者との間で当該行為を行った時以後に法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。